

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題ととらえ、次の各事項を念頭において事業活動を行うため、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を定めております。

1. 株主の権利行使のための環境整備や株主の実質的平等の確保
2. 取引先、債権者、地域社会、従業員など様々なステークホルダーとの適切な協働
3. 会社情報の適切な開示、透明性の確保
4. 取締役会による業務執行の監督機能の実効性の確保
5. 株主や投資家との建設的な対話の実施

なお、上記基本方針は、次の当社ホームページに掲載しております。

<http://www.sakai-chem.co.jp/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

< 補充原則4 - 1 取締役会の役割責務(1) >

当社は、委員の半数以上を独立役員とする指名報酬委員会に経営陣の選任を諮問しており、最高経営責任者の後継者計画についても適宜意見交換を行うこととしております。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、当社の取締役には、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観をもって積極的に行動する者を選定し、さらにその中から最高経営責任者(CEO)を選定することとしております。

現在、そのような経営人材の継続的な育成プログラムならびに最高経営責任者(CEO)の後継者計画策定に取り組んでいるところです。

なお、指名報酬委員会は、次年度の最高経営責任者(CEO)の選定を毎年行うとともに、再任を起案する場合には、最高経営責任者(CEO)の業績等の結果を踏まえた評価を行うこととしており、新任を起案する場合も審議を踏まえて選定することとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

< 原則1 - 4 政策保有株式 >

当社は、業務提携、取引の維持・強化等、事業活動上の必要性を勘案し、保有する株式数を含め合理性があると認める場合に限り、上場株式を政策的に保有することとしております。

政策保有株式については、銘柄毎にその保有の目的や保有リスク・時価、配当利回り等を精査のうえ保有継続の合理性の確認および株式数の見直し等を行い、保有を継続するか否かを毎年取締役会で審議しております。審議の結果、継続して保有する必要がないと判断した株式は、売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めております。

なお、当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、政策保有株主の意向に沿うこととしています。

(議決権行使に関する基準等)

政策保有株式の議決権の行使については、適切な対応を確保するために、以下の基準に沿った上で総合的に判断いたします。

- (1) 議案の内容を精査し、株主としての当社の企業価値の向上に資するか否かを判断します。
- (2) 一定期間連続して業績赤字で改善傾向にない場合、また反社会的行為や法令違反等の重大な懸念事項が生じている場合は、企業価値向上に向けた考え方等を当該企業に確認したうえで、議案ごとに賛否を総合的に判断することとしております。

< 原則1 - 7 関連当事者間の取引 >

当社では、役員や主要株主等と利益相反にかかる問題が生じた場合、速やかに取締役会に報告し、取締役会での審議・決議を要することとしております。なお、その取引条件については、市場価格、原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定することとしております。

< 原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮 >

当社は、確定給付企業年金の積み立て運用にあたっては、規約を定め、当該規約に基づいて運用を行っております。具体的には、運用に関する基本方針を定め、将来にわたって健全な制度運用にするため、資産構成割合を定めています。また、運用機関に対するモニタリング機能を発揮できるよう、人事担当取締役を運用責任者として、人事部門、経理・財務部門の担当者を配置し、年に1回受託機関と面談を行い、運用状況を確認しております。

また、一部確定拠出型年金制度も採用しており、運用機関・運用商品を選定して従業員に教育機会を提供しているほか、入社時にも説明を行っています。

< 原則3 - 1 情報開示の充実 >

() 次の当社ホームページにおいて、経営理念や中期経営計画を掲載しております。

<http://www.sakai-chem.co.jp/jp/ir/managementplan.html>

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、上記「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役の報酬は、基本報酬と賞与と譲渡制限付株式の割当て支給の3つから構成されております。このうち基本報酬は、職務責任、他会社の水準、従業員給与との均衡等を勘案し社内規程で定めております。また賞与につきましては、事業年度の業績を勘案し、株主総会での総額の決

議に従い、取締役会で社内規程に基づく各取締役の分配額を決定しております。さらに譲渡制限付株式の割当て支給は、取締役の当社への貢献度等を勘案し取締役会で各取締役の分配額を決定しております。なお、役員退職慰労金制度につきましては、報酬体系の見直しに伴い、2015年6月26日の当社定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

()取締役および監査役候補者の選定にあたっては、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け積極的に行動する者としております。また、社外取締役は、<原則4-9>において開示する独立性基準に従い、独立の立場からの監督機能の発揮、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言等、社外取締役としての任務を適切に遂行して頂くため、豊富な経験と高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有する者としております。特に監査役については、職歴や見識を総合的に考慮して、経営の透明性と適法性を確保するため、客観的な立場から取締役会の意思決定と取締役の業務執行を監査できる者としております。取締役候補者の選任については取締役会にて候補者を決定し、監査役候補者の選任については監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて候補者を決定し株主総会に付議しております。

なお、取締役および監査役職務執行に不正または重大な法令違反等があった場合、社会的規範に照らし当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合は、取締役会で十分に審議のうえ、解任案を決議し、株主総会に付議することとしております。

()各取締役の選任理由は、定時株主総会招集ご通知の取締役選任議案参考書類において記載しておりますのでご参照ください。

第125回 定時株主総会招集ご通知

<http://www.sakai-chem.co.jp/jp/ir/meeting.html>

<補充原則4-1 取締役会の役割・責務(1)>

取締役会規則を制定し、取締役会自身として何を判断・決定するのか明確化するとともに、その他については、取締役に委任しております。各取締役は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限に基づき、経営にあたっています。

<原則4-9 独立社外役員の独立性判断基準及び資質>

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の基準を策定・開示します。具体的には、持株比率、取引額や借入額等を考慮し、主要な株主や取引先、その他利害関係者等以外の者を選定することとしております。

(独立社外役員選定基準)

当社の社外役員については、原則として以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有する者と判断する。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社または当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行取締役または使用人(以下、「業務執行者」という)であった者
2. 当社の現在の大株主(議決権の5%以上を直接または間接的に保有している株主をいう)またはその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の2%以上に相当する取引先をいう)またはその業務執行者
4. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
5. 最近3年間に於いて、2~4に該当していた者
6. 当社グループから過去3年間の平均で1,000万円以上の寄付を受けた法人その他の団体の業務執行者
7. 当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産を得たコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人その他の団体である場合は当該団体に所属する者を含む)
8. 当社グループの業務執行者を取締役として受入れている会社の業務執行者
9. 上記1~8に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

<補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

当社は、優れた製品・サービスの提供および企業の持続的な成長を実現するため、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスや多様性が確保されるよう努めております。当社定款では、取締役会の活性化と実効性の向上および意思決定の迅速化の観点から、取締役の員数を15名以内とすることを定めております。

(取締役の選任に関する方針)

取締役は、多様な専門性および優れた人格、見識、能力を有すると認められる者を選任しております。

また、社外取締役は、<原則4-9>において開示する独立性基準に従い、独立の立場からの監督機能の発揮、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言等、社外取締役としての任務を適切に遂行して頂くため、豊富な経験と高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有すると認められる者を選任しております。

(取締役の選任に関する手続)

上記方針に従い最高経営責任者(CEO)が作成する取締役候補者の選任案を基に、取締役会においてその妥当性について十分に審議のうえ、株主総会に付議しております。

<補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

取締役・監査役等の兼任状況については、株主総会招集通知の事業報告および株主総会参考書類、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ開示しております。

<補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

取締役会の実効性につき、全取締役・監査役に対しアンケートを実施しました。その結果、全般的に取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認しておりますが、引き続き課題の抽出と改善状況の確認を行い、実効性のさらなる向上に努めていきたいと考えております。

<補充原則4-14 取締役・監査役のトレーニング>

- ・当社は、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすため、以下のとおり必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施します。
- ・取締役または監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレート・ガバナンスに関する専門家による講義や研修を行い、就任後も法改正や事業戦略・課題等に関する研修を継続的に実施します。
- ・上記に加えて、独立社外取締役および独立社外監査役が新たに就任する際は、当社の事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施します。
- ・独立社外取締役および独立社外監査役に対し、当社の事業戦略・課題等について、必要な情報提供を行います。

<原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>

当社は、IR活動を通じ、株主や投資家等に対し、業績状況等に関する情報を適時開示するとともに、株主や投資家等との対話を充実させ、当社への信頼と理解をいただくことを方針としております。

(i)株主・投資家への対応は、人事総務部が窓口となり、IR担当取締役の総括のもと活動を行っております。

(ii)当社では、IR担当取締役が中心となって経営企画、人事総務、経理などの関連部門との情報共有を密にし、連携を図っております。

(iii)投資家・アナリスト向けに半期毎の決算説明会を開催し、社長およびIR担当取締役が説明を行っております。また、投資家訪問を含む面談や電話会議にも積極的に対応しております。加えて、個人投資家向け説明会を開催し、当社に対する知名度・理解度向上に努めております。

(iv)株主・投資家との対話内容は、必要に応じ、IR担当取締役を通じて経営幹部にフィードバックしております。

(v)当社では、インサイダー取引防止規程を策定して管理するとともに、決算発表前の期間をサイレント期間とし、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。ただし、サイレント期間中に予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、適宜情報開示を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱マテリアル株式会社	1,643,399	9.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,105,600	6.57
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,055,500	6.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	889,600	5.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱マテリアル株式会社口)	600,000	3.57
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	493,400	2.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	427,000	2.54
株式会社三菱UFJ銀行	423,000	2.52
日本生命保険相互会社	418,427	2.49
堺化学取引先持株会	385,236	2.29

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明更新

2019年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が同年8月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
住所	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
保有株券等の数	株式 1,608,000株
株券等保有割合	9.46%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

当社子会社の堺商事株式会社は、東京証券取引所第二部に上場しており、当社が議決権の64.0%を保有する親会社であります。

当社は連結経営管理の視点から、「グループ会社管理規程」を定めています。
本規程は、グループ会社の自主性を尊重しつつ、各々の経営効率と業務の適正を確保し、

各社の発展に資することを目的としており、当社がグループ会社に対して行う指導、助言を含む管理上の諸項目について定めたもので、堺商事株式会社にも適用しています。

本規程において、当社は堺商事株式会社の経営上の重要な事項について、同社と事前協議を行うこととしてしていますが、事前承認等は求めておらず、当社が独自に事業運営をしています。
また、同社の一般株主と当社との間に一定の利益相反リスクがあることを踏まえ、同社との取引においては、市場価格や原価を勘案し、価格交渉のうえ取引条件を決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
笹井 和美	学者													
佐野 由美	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹井 和美		笹井和美氏が大学院招聘教授を務める国立大学法人大阪大学に対し当社は、寄付を行っておりますが、その金額は僅少であります。また、同氏が大学院教授を務める公立大学法人大阪 大阪府立大学大学院と共同研究を行っておりますが、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	笹井和美氏は当社の社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、公立大学法人大阪府立大学大学院および国立大学法人大阪大学大学院をはじめ、その他の団体における幅広い経験、見識に基づいた助言をいただけるものと判断し、選任しております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

佐野 由美	佐野由美氏が所属する公益財団法人21世紀職業財団は、当社から一部個別案件の受託実績がありましたが、その規模、性質に照らし、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	佐野由美氏は当社の社外取締役となること以外の方法で企業経営に關与した経験はありませんが、その経歴を通じて培われた産業、労働経済に関する専門的な知識と経験に基づく経営全般に対しての助言をいただけるものと判断し、選任しております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新**

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	2	1	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	2	1	0	社外取 締役

補足説明 **更新**

1. 委員会設置の目的

取締役、監査役(以下、「取締役等」という)の指名報酬に関する意思決定等において、社外役員の関与・助言機会を適切に確保することで、取締役会における取締役等の人事や報酬に関する意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的としております。

2. 委員会の役割

指名報酬委員会は、主に以下の事項について審議し、その内容を取締役会へ提案します。

- (1) 取締役等の選任および解任に関する事項
- (2) 取締役等の後継者計画、育成に関する事項
- (3) 取締役等の報酬に関する事項
- (4) その他、取締役等の選任および解任、報酬等に関して、取締役が必要と認めた事項

3. 委員会の構成

独立役員(独立社外取締役及び独立社外監査役)を過半数とする委員5名で構成し、委員長は独立社外取締役から選任しています。社外有識者1名は、当社の社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から期初に当期の監査計画の説明を受け、期中においては定期的に情報交換を実施するとともに、期末には詳細な監査実施説明を受けるなど、連携を深めて監査の実効性と客観性の向上に努めております。

監査役と内部監査部門である監査室は、年1回双方の当期の監査体制および監査計画を説明しており、毎月それぞれの実施した監査の状況に関する報告会を開催しております。また、日常的な監査業務についても情報交換を密に行うなど、連携を深めて監査の実効性と客観性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
関司 忠之	他の会社の出身者													
高松 輝也	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関司 忠之		関司忠之氏は過去に、当社の主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者として勤務していましたが、2011年5月に同行を退職しており、同行の影響を受ける立場にはありません。また、同氏は過去に当社と取引関係のある三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の業務執行者として勤務していましたが、過去3年間に於いて同社との取引は無く、また2016年6月に同社を退職しており、同社の影響を受ける立場にはありません。	関司忠之氏は財務および会計等について豊富な業務経験を有しており、また、人格面においても、取締役の業務執行の適法性を厳正に監査するのに相応しいと判断し、選任しております。また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
高松 輝也		高松輝也氏は過去に、当社と取引関係のある三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行者として勤務していましたが、2012年2月より三菱UFJ代行ビジネス株式会社に勤務しており、同社の影響を受ける立場にはありません。	高松輝也氏は財務および会計等について豊富な業務経験を有しており、また、人格面においても、取締役の業務執行の適法性を厳正に監査するのに相応しいと判断し、選任しております。また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

全社外取締役および全社外監査役は、独立役員の資格を充たしており、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は2018年6月27日開催の第123回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。なお、本制度導入により、対象取締役に支給する基本報酬以外の報酬については、賞与を短期インセンティブとして、また譲渡制限付株式を中長期インセンティブとして位置づけております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期の有価証券報告書及び事業報告において報酬等の総額を開示しております。

取締役	11名	185百万円
(うち社外取締役)	2名	13百万円)
監査役	3名	35百万円
(うち社外監査役)	2名	29百万円)
合計	14名	220百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

月額報酬については、株主総会で決議された報酬限度額内で、取締役会において、会社業績、各取締役の役位、業務執行状況等を勘案し、各取締役の支給額を決定しております。

賞与については、当該事業年度の会社業績を勘案し、株主総会において支給総額の承認決議を得たうえ、取締役会で各取締役の支給額を決定しております。

譲渡制限付株式については、2018年6月27日開催の第123回定時株主総会で決議された、株式割当てのために支給する金銭報酬債権の限度額内で、取締役会において各取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

具体的な役員報酬制度については、当社の第125期有価証券報告書および第125回定時株主総会招集ご通知に記載して開示しています。

第125期有価証券報告書

<http://www.sakai-chem.co.jp/jp/ir/securities.html>

第125回定時株主総会招集ご通知

<http://www.sakai-chem.co.jp/jp/ir/meeting.html>

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき取締役会の開催前に資料を事前送付し、必要に応じて関係部門又は取締役会事務局が事前説明を行うなど、意思決定のより一層の充実に努めることとしております。

社外監査役は、月1回以上開催する取締役会のほか重要な会議に出席しております。また、経理部、経営企画部、人事総務部等の機能部門が、経営審議会議事録のほか、稟議書や重要開示書類を速やかに回覧し、社外監査役が業務執行状況を迅速かつ適正に監査できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社では、取締役11名(11名のうち社外取締役が2名であり、男性10名・女性1名)で構成される取締役会を、監査役同席のうえ、月1回以上開催し、経営の基本方針や法令または定款に定めるもののほか、経営に関する重要な事項を決定するとともに、各取締役の職務執行を監督しております。

また、経営意思決定の迅速化とプロセスの透明性を確保するため、重要な経営計画や案件については、社長以下の役付取締役をメンバーとする経営審議会を設定し、議案を審議しております。なお、経営審議会の議事録は速やかに監査役にも回覧しております。

・監査につきましては、常勤監査役2名(社外監査役)、非常勤監査役1名の3名(男性3名)で構成される監査役会を2か月に1回以上開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査基準および当該年度の監査方針・計画に従い、各部門への往査を実施するほか、社内の重要な会議への出席、代表取締役や社外取締役との定期会合、会計監査人・内部監査部門とのミーティングを適宜行うことなどにより、取締役の業務執行

状況を把握・監査する体制をとっております。また、子会社への往査、子会社監査役からの状況聴取、その他重要な会議への出席等により、グループ経営に対応した監査体制の連携強化に努めております。

・内部監査につきましては、部門として社長直轄の監査室を設置し、3名の人員を配置しております。監査は、監査計画を策定の上実施しており、その結果等は、定期的かつ必要に応じて随時、代表取締役社長に報告しております。

・会計監査につきましては、ひびき監査法人に委嘱しており、適正なチェック機能が働くよう、十分な時間をかけて監査されております。

・社外取締役および監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とする旨の契約を締結しております。

(1) 業務を監査した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員 安岐 浩一

代表社員 業務執行社員 富田 雅彦

代表社員 業務執行社員 松本 勝幸

(2) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名、公認会計士試験合格者 1名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立社外取締役2名がおり、社外からの客観的な助言を得るなど、経営に反映できる体制としております。また、監査役3名のうち常勤監査役2名を社外監査役とし、経営監視機能の客観性および中立性を確保しております。

現在の体制において、コーポレート・ガバナンス上大きな問題があるとは考えておりませんが、ガバナンス強化の方策について検討を重ねてまいりたいと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月26日開催の第125回定時株主総会に係る招集通知については、株主総会当日の23日前である2020年6月3日に発送いたしました。また、招集通知の発送に先駆け、6月1日に当社ウェブサイトにおいて招集通知を早期掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2016年開催の株主総会から、原則集中日を避けて開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2016年開催の株主総会から、インターネットによる議決権行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年開催の株主総会から、株式会社ICJの議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにて、英文での招集通知を掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。また、株主総会当日においてもスライドを用いて図表やグラフを映し出すなど、分かりやすい説明を行うよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回以上、IR担当取締役等を説明者として個人投資家向け説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期および半期の年2回、決算説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書(四半期報告書)、適時開示資料、定時株主総会招集通知、(株主宛)決算のご報告、プレスリリース、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動基本方針」「(経営者および従業員の)行動指針」を制定するとともに、これの周知徹底を図り、ステークホルダーを尊重する企業精神の涵養に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業活動における環境負荷物質排出量の削減をはじめ、地域住民との交流にも積極的に取り組み、「環境・社会報告書」を発行して事業年度内の活動内容を情報発信しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、すべての取締役・使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、「企業行動基本方針」および「行動指針」ならびに法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制を定めたコンプライアンス規程を周知徹底しております。
- (2)反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」および「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察等と連携して不測の事態に備えております。
- (3)万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合、コンプライアンス担当取締役は、その内容・対処案を代表取締役、取締役会、監査役に報告することとしております。

2. 取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、社内標準(各種規程およびそれに関する業務マニュアル等)に従い適切な保存・管理(廃棄を含む。)を実施し、常時閲覧可能にしております。また、必要に応じて運用状況の検証、見直し等を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理システムを構築・運用するとともに、継続的改善を通して企業価値の向上を図っております。リスク管理委員会は、当該システムの適切な運用を推進し、またリスク管理にかかる重要事項を審議しております。
- (2)大規模災害により会社に著しい損害が発生した場合に備えた事業継続管理システム(BCMS)規程に基づき、事業中断を最小限にとどめ、企業としての社会的責任を遂行します。
- (3)企業活動を円滑にし、損失の危険を発見するため、各部署は社内標準の整備を行っております。
- (4)代表取締役社長が直接管掌する監査室は、年間監査計画に基づき業務監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
- (5)監査室は、法令・定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を発見した場合、当該危険の内容等を代表取締役社長に報告することとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、経営審議会が経営理念を機軸に策定した中期経営計画等を決議しております。経営審議会は、定期的に中期経営計画等の進捗状況の確認、計画見直し等を行っております。
- (2)各取締役は、重要な業務執行について、取締役会規則に定める決議事項に基づき、すべて取締役会に付議しております。
- (3)日常の業務執行に際しては、職務権限規程・業務分掌規程等に基づき、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)当社は、内部統制の目的の一つである「財務報告の信頼性」を達成するため、財務報告に係る内部統制規程に基づき、社内体制の充実を図っております。
- (2)代表取締役社長は、内部統制が有効に機能する体制を構築し、誠実に運用させ、適正な会計処理に基づいた財務報告を行っております。
- (3)代表取締役社長は、監査室に定期的、継続的に内部統制の有効性を評価させております。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、グループ経営理念やグループの中期経営計画を策定するとともに、グループ社長会、業績報告会、連絡会を定期的開催し、グループ会社管理規程により、グループ全体の連携を図っております。
- (2)当社は、子会社に規模や業態等に応じた適正数の取締役・監査役を置き、必要に応じて当社の取締役や使用人に兼任させております。また、子会社が取締役会において重要案件を決議する場合は、事前に当社が協議する体制としております。
- (3)監査室は、当社と子会社との間における不適切な取引や会計処理の発生を防止するため、子会社の内部監査部門やこれに相当する部署と十分な情報交換を行っております。また、内部監査部門を持たない子会社に対し業務監査を実施しております。
- (4)当社は、子会社から取締役会付議議案とその結果のほか、コンプライアンス上の重要な事項、災害や業務遂行で生じた損害、訴訟提起等の事実がある場合は都度その内容の報告を受けております。
- (5)経営企画担当取締役は、子会社に損失の危険が発生したことを把握した場合、当該損失の危険の内容、発生する損失の程度、当社に対する影響等について、当社取締役会に報告することとしております。
- (6)当社は、コンプライアンス意識の醸成のため、当社だけでなく子会社の役員・使用人を対象に必要な研修を実施しております。また、コンプライアンス・リスク管理推進部は、子会社からの法務相談に応じるほか、コンプライアンス、内部通報、リスク管理、事業継続管理等に関する制度の整備を含む内部統制システムの取り組みを支援しております。

7. 監査役職務を補助すべき使用人と取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役からその職務を補助すべき使用人(以下、「監査役付スタッフ」という。)を求められた場合は、監査役の意見を聴取し、これを任命します。なお、監査役付スタッフの評価や異動の人事は、監査役と事前に協議したうえで決定します。
- (2)監査役付スタッフは、専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役、監査室長等の指揮命令を受けません。

8. 当社および子会社の役員・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社の取締役・使用人は、直接または担当部署を通じて、当社の監査役に必要な報告および情報提供を行っております。
この際の報告・情報提供として主なものは、次の通りです。
 - イ)経営審議会で決議された事項
 - ロ)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ)重大な法令・定款違反
 - ニ)内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ホ)子会社に対する業務監査の状況
 - ヘ)重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ト)業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - チ)内部通報制度の運用状況や通報内容
 - リ)稟議書および監査役から要求された会議事録
 - ヌ)その他コンプライアンス上重要な事項
- (2)子会社の役員・使用人は、法令・定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を発見した場合、当該危険の内容等を直接また

は当社・子会社の担当部署を通じて、当社の監査役に報告することとしております。

(3) 監査役に報告・情報提供を行った当社および子会社の役員・使用人は、不利益な取扱いを受けません。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役と代表取締役は、定期的に意見交換を行っております。

(2) 監査役の職務を執行するうえで必要な費用は会社が負担するものとし、速やかに前払いまたは償還を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」および「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察等と連携して不測の事態に備えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決定事実に関する情報について

取締役会における担当取締役の説明を経て審議し、その結果、決議した場合、開示することとしております。

2. 発生事実に関する情報について

担当部署における事実調査を経て、人事総務担当取締役および人事総務部長が開示事項に該当すると判断した場合、開示することとしております。

3. 決算に関する情報について

経理部が原案を作成し、取締役会において経理担当取締役が説明のうえ、決議し、開示することとしております。

4. 子会社に関する情報について

子会社から当社取締役のほか、経営企画部、人事総務部または経理部等に事実報告があった場合、人事総務担当取締役および人事総務部長が開示事項に該当すると判断した場合、開示することとしております。

なお、以上の情報は、人事総務部長において管理し、証券取引所、報道機関等に開示するほか、当社ホームページにも掲載しております。また社内規則により、自社株の売買については事前に人事総務部長に届け出ることとなり、何らかの情報開示の予定がある場合は、売買を禁止することとしております。

【堺化学のコーポレートガバナンス概略図】

